ホ　介護医療院における短期入所療養介護費

基本部分					注 夜勤を行う職員の勤務条件基準に満たない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所者の定員を超える場合	注 医師、薬剤師、管理職員、介護職員の員数が基準に満たない場合	注 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	注 常勤のユニットリーダーまたユニット等に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 療養環境の基準(廊下)を満たさない場合	注 療養環境の基準(療養室)を満たさない場合	注 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) I 型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	(一) I 型介護医療院短期入所療養介護(I)	a I 型介護医療院短期入所療養介護(i)<従来型個室>	要介護1	746 単位	−25単位	×70／100	×70／100	×90／100	×97／100	−25単位	−25単位	夜間勤務等看護(I) +23単位 夜間勤務等看護(II) +14単位 夜間勤務等看護(III) +14単位 夜間勤務等看護(IV) +7単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位	片道につき +184単位
			要介護2	855 単位												
			要介護3	1,089 単位												
			要介護4	1,188 単位												
			要介護5	1,277 単位												
		b I 型介護医療院短期入所療養介護(i)<多床室>	要介護1	856 単位												
			要介護2	954 単位												
			要介護3	1,198 単位												
			要介護4	1,297 単位												
			要介護5	1,386 単位												
	(二) I 型介護医療院短期入所療養介護(II)	a I 型介護医療院短期入所療養介護(ii)<従来型個室>	要介護1	736 単位												
			要介護2	843 単位												
			要介護3	1,073 単位												
			要介護4	1,171 単位												
			要介護5	1,259 単位												
		b I 型介護医療院短期入所療養介護(ii)<多床室>	要介護1	844 単位												
			要介護2	951 単位												
			要介護3	1,181 単位												
			要介護4	1,278 単位												
			要介護5	1,366 単位												
	(三) I 型介護医療院短期入所療養介護(III)	a I 型介護医療院短期入所療養介護(i)<従来型個室>	要介護1	720 単位												
			要介護2	827 単位												
			要介護3	1,057 単位												
			要介護4	1,155 単位												
			要介護5	1,243 単位												
		b I 型介護医療院短期入所療養介護(ii)<多床室>	要介護1	828 単位												
			要介護2	935 単位												
			要介護3	1,165 単位												
			要介護4	1,262 単位												
			要介護5	1,350 単位												
(2) II 型介護医療院短期入所療養介護(1日につき)	(一) II 型介護医療院短期入所療養介護(I)	a II 型介護医療院短期入所療養介護(i)<従来型個室>	要介護1	701 単位												
			要介護2	795 単位												
			要介護3	1,000 単位												
			要介護4	1,087 単位												
			要介護5	1,166 単位												
		b II 型介護医療院短期入所療養介護(ii)<多床室>	要介護1	810 単位												
			要介護2	905 単位												
			要介護3	1,109 単位												
			要介護4	1,197 単位												
			要介護5	1,275 単位												
	(二) II 型介護医療院短期入所療養介護(II)	a II 型介護医療院短期入所療養介護(i)<従来型個室>	要介護1	685 単位												
			要介護2	779 単位												
			要介護3	984 単位												
			要介護4	1,071 単位												
			要介護5	1,150 単位												
		b II 型介護医療院短期入所療養介護(ii)<多床室>	要介護1	794 単位												
			要介護2	889 単位												
			要介護3	1,093 単位												
			要介護4	1,181 単位												
			要介護5	1,259 単位												
	(三) II 型介護医療院短期入所療養介護(III)	a II 型介護医療院短期入所療養介護(i)<従来型個室>	要介護1	674 単位												
			要介護2	768 単位												
			要介護3	973 単位												
			要介護4	1,060 単位												
			要介護5	1,138 単位												
		b II 型介護医療院短期入所療養介護(ii)<多床室>	要介護1	783 単位												
			要介護2	878 単位												
			要介護3	1,082 単位												
			要介護4	1,170 単位												
			要介護5	1,248 単位												
(3) 特別介護医療院短期入所療養介護(1日につき)	(一) I 型特別介護医療院短期入所療養介護	a I 型特別介護医療院短期入所療養介護(i)<従来型個室>	要介護1	687 単位												
			要介護2	787 単位												
			要介護3	1,007 単位												
			要介護4	1,099 単位												
			要介護5	1,184 単位												
		b I 型特別介護医療院短期入所療養介護(ii)<多床室>	要介護1	788 単位												
			要介護2	891 単位												
			要介護3	1,108 単位												
			要介護4	1,202 単位												
			要介護5	1,285 単位												
	(二) II 型特別介護医療院短期入所療養介護	a II 型特別介護医療院短期入所療養介護(i)<従来型個室>	要介護1	642 単位												
			要介護2	732 単位												
			要介護3	927 単位												
			要介護4	1,010 単位												
			要介護5	1,084 単位												
		b II 型特別介護医療院短期入所療養介護(ii)<多床室>	要介護1	746 単位												
			要介護2	837 単位												
			要介護3	1,031 単位												
			要介護4	1,113 単位												
			要介護5	1,188 単位												
(4) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護(1日につき)	(一) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護(I)	a ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護(i)<ユニット型個室>	要介護1	873 単位												
			要介護2	981 単位												
			要介護3	1,215 単位												
			要介護4	1,314 単位												
			要介護5	1,403 単位												
		b ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護(ii)<ユニット型個室的多床室>	要介護1	873 単位												
			要介護2	981 単位												
			要介護3	1,215 単位												
			要介護4	1,314 単位												
			要介護5	1,403 単位												
	(二) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護(II)	a ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護(i)<ユニット型個室>	要介護1	863 単位												
			要介護2	969 単位												
			要介護3	1,200 単位												
			要介護4	1,297 単位												
			要介護5	1,385 単位												
		b ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護(ii)<ユニット型個室的多床室>	要介護1	863 単位												
			要介護2	969 単位												
			要介護3	1,200 単位												
			要介護4	1,297 単位												
			要介護5	1,385 単位												
(5) ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護(1日につき)	(一) ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護(i)<ユニット型個室>		要介護1	872 単位												
			要介護2	972 単位												
			要介護3	1,189 単位												
			要介護4	1,281 単位												
			要介護5	1,364 単位												
	(二) ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護(ii)<ユニット型個室的多床室>		要介護1	872 単位												
			要介護2	972 単位												
			要介護3	1,189 単位												
			要介護4	1,281 単位												
			要介護5	1,364 単位												
(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護(1日につき)	(一) ユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護	a ユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護(i)<ユニット型個室>	要介護1	823 単位												
			要介護2	923 単位												
			要介護3	1,143 単位												
			要介護4	1,235 単位												
			要介護5	1,318 単位												
		b ユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護(ii)<ユニット型個室的多床室>	要介護1	823 単位												
			要介護2	923 単位												
			要介護3	1,143 単位												
			要介護4	1,235 単位												
			要介護5	1,318 単位												
	(二) ユニット型 II 型特別介護医療院短期入所療養介護	a ユニット型 II 型特別介護医療院短期入所療養介護(i)<ユニット型個室>	要介護1	831 単位												
			要介護2	926 単位												
			要介護3	1,131 単位												
			要介護4	1,220 単位												
			要介護5	1,298 単位												
		b ユニット型 II 型特別介護医療院短期入所療養介護(ii)<ユニット型個室的多床室>	要介護1	831 単位												
			要介護2	926 単位												
			要介護3	1,131 単位												
			要介護4	1,220 単位												
			要介護5	1,298 単位												
(7) 特定介護医療院短期入所療養介護費			(一) 3時間以上4時間未満		656 単位											
			(二) 4時間以上6時間未満		908 単位											
			(三) 6時間以上8時間未満		1,261 単位											

(8) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))		
(9) 緊急時施設療養	イ 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)	
	ロ 特定治療	
(10) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)	
	(二)認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)	
(11) 重度認知症疾患療養体制加算	(一)重度認知症疾患療養体制加算(I) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)	
	(二)重度認知症疾患療養体制加算(II) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)	
(12) 特別診療費 (※2)		
(13) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)	
(14) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26／1000)	注 所定単位は、(1)から(13)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19／1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10／1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90／100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80／100)	
(15) 介護職員等特定処遇改善加算	(一)介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×15／1000)	注 所定単位は、(1)から(13)までにより算定した単位数の合計
	(二)介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11／1000)	

：「緊急時施設診療費」、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ (3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。